

# 令和6年度 新入学保護者説明会資料



## 学校教育目標

考える人  
思いやりのある人  
たくましい人

## 校歌

下山つとむ  
信時 潔

作詞  
作曲

一 白雲なびく 空すみて

緑樹の影は こまやかに

気もまた清き この丘に

そびゆる学舎ぞ わが母校

つどえわが友 ここにつどえ

志木中学の 意気は高し

二 ああつわものの 夢去りて

春風秋雨 いく百年

柏の城に 新たなる

理想の旗は ひるがえる

仰げわが友 ここにみがく

志木中学の 光清し

## 志木市立志木中学校

〒353-0007 埼玉県志木市柏町3丁目2番2号

TEL 048 (471) 0143

FAX 048 (474) 6592

## 新入生保護者説明会資料目次

・ 志木中学校の沿革	P.1
・ 志木中学校グランドデザイン	P.2
・ 学校の概要	P.3
・ 教室配置図	P.4
・ 学習について	P.5
・ 生活について	P.6～8
・ 生徒会について	P.9
・ 部活動について	P.10～11
・ 保健関係について	P.12～13
・ 予防接種は、お済みですか？	P.14～15
・ 学校給食について	P.16
・ 給食費の集金について	P.17～18
・ 就学援助についてのお知らせ	P.19～26
・ 新入生体験入学について	P.27
・ 入学式について	P.28
・ PTA 活動のご案内	P.29
・ 個人情報の取り扱い	P.30
・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について	P.31～32

## 提出物

No	項目	備考
1	新入学生徒個票	Googleフォームで回答 または提出用紙にて提出
2	学校給食申込書	Googleフォームで回答 または提出用紙にて提出
3	自動払込利用申込書	提出用紙にて提出
4	食物アレルギー給食 対応を希望される方	提出用紙にて提出

## 志木市立志木中学校の沿革

昭和22年	4月	1日	埼玉県北足立郡志紀町立志紀中学校として開校。校舎は、志木小学校・内間木小学校・宗岡小学校・水谷小学校の一部を使用。3年生男子は志木商業高校、女子は細田女子高校に委託。
昭和23年	4月	1日	町村分離により、志木中学校として独立校となる。校舎は、志木小学校の一部を使用。
昭和24年	3月31日		志木商業高校が廃校となり、校舎の全てを使用。 (現在の志木第三小学校校地)
昭和26年	11月	3日	校歌制定。
昭和28年	1月28日		校旗制定。
昭和31年	5月	3日	志木町と宗岡村が合併し足立町となり、校名を足立町立志木中学校と改称。
昭和33年	9月30日		志木中学校と宗岡中学校が統合し、足立中学校となる。10月1日 を開校記念日と制定。
昭和34年	3月15日		生徒による新校章制定。
昭和34年	4月	8日	新校歌・新校旗制定。
昭和37年	3月14日		新校庭完成。(現在の志木中校地)
昭和40年	6月25日		プール完成。
昭和45年	10月26日		市制施行に伴い志木市立志木中学校と改称。
昭和46年	3月15日		新校旗制定。
昭和48年	4月	1日	志木二中分離。
昭和49年	3月25日		新校舎完成。(現在の校地)
昭和50年	4月	1日	宗岡中分離。
昭和51年	12月10日		新体育館完成。(現体育館)
昭和56年	3月24日		校舎増築工事完成。(現保健室より東側)
平成8年	10月	5日	創立50周年記念式典。
平成12年	2月14日		体育館大規模改修。
平成13年	5月	7日	スクールカウンセラー配置。
平成14年	8月31日		バックネット裏スタンド設置。
平成15年	7月	1日	校舎北側外壁補修工事
平成18年	11月	1日	創立60周年記念合唱祭を志木市民会館で開催。
平成18年	11月10日		創立60周年を祝う会。
平成19年	8月31日		体育館防球ネット設置
平成20年	8月31日		本校舎耐震補強工事・改修工事完成
平成21年	2月28日		本校舎増築(4教室分・鉄筋2階)工事完成
平成21年	12月15日		全教室FFストーブ設置
平成22年	3月	1日	校内LAN整備拡張工事
平成22年	6月	1日	市教委研究委嘱(未来を拓く生きる力の育成)
平成22年	6月	1日	県教委研究委嘱(教育に関する3つの達成目標の推進に関する研究)
平成23年	6月	1日	県教委研究委嘱(中学校体育授業研究校)
平成24年	6月	1日	市教委研究委嘱(自ら考える力をはぐくむ指導法の工夫)
平成24年	9月	1日	プールのトイレ改修、テニスコート、グラウンド改修
平成25年	6月	1日	市教委研究委嘱(実践力を高める道徳指導方法の研究)
平成25年	9月	1日	普通教室エアコン設置
平成26年	7月	2日	市教委研究委嘱(ICT機器を活用した指導の研究)
平成27年	9月	1日	東トイレ改修、市教委研究委嘱中間発表 (ICT機器を活用した指導の研究)中間発表。
平成28年	10月28日		創立70周年記念式典
平成29年	6月	1日	市教委研究委嘱(「生きる力」を育む防災教育の研究)
令和元年	4月	1日	学校運営協議会設置
令和元年	10月18日		市教委研究委嘱(「生きる力」を育む防災教育の研究)本発表。
令和2年	3月	2日	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休校
令和2年	6月	1日	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る休校措置解除
令和2年	6月	5日	市教委研究委嘱(「実践力」を高める防災教育の研究)
令和2年	8月	1日	GIGAスクール構想・高速大容量通信ネットワーク環境整備
令和2年	10月	1日	統合型校務支援システム導入
令和3年	2月	1日	GIGAスクール構想・一人一台タブレット端末整備
令和3年	3月	1日	体育館空調設備・LED照明整備
令和4年	11月30日		市教委研究委嘱(「実践力」を高める防災教育の研究)本発表
令和5年	4月	1日	市教委研究委嘱(主体的に学び、互いの良さを認め高め合う児童生徒)

# 令和5年度

# 志木市立志木中学校グラウンドデザイン

## 志木市立志木中学校

生徒数 592名 R5.4.1現在  
 1学年 205名 6学級  
 2学年 201名 6学級  
 3学年 176名 5学級  
 特別支援 10名 2学級

### 目指す学校像

## 「信頼される学校に」

### 学校教育目標

教育基本法・学校教育法  
 学習指導要領・他関係法規  
 埼玉県教育行政重点施策  
 志木市教育行政重点施策

## 考える人

### 元氣なあいさつ・返事

- ・気持ちの良いあいさつを生徒・教職員・保護者・地域全体で
- ・元氣な返事の励行

## 思いやりのある人

### 学力向上『力をつける』

- ・生徒にとってわかる授業
- ・進路選択ができる学力の保証とキャリア教育
- ・ICT（タブレット）を活用した指導の展開

## たくましい人

### 豊かな人間性の涵養『心を磨く』

- ・気持ちの良いあいさつの励行
- ・生徒と教師の信頼関係の重視
- ・生徒の自己肯定感を高める活動

### 体力向上『健康で逞しい体』

- ・体育授業での運動量の確保
- ・保健・安全・食育の充実
- ・効率を重視した運動部活動の実施

### チーム志木中

- ・報告・連絡・相談・見届けの徹底
- ・教育相談、特別支援教育の充実
- ・全教職員で一人ひとりの生徒を見る
- ・風通しの良い職場づくり

### 地域を大事に

- ・コミュニティ・スクールの運営
- ・さくら連絡網などでの情報発信
- ・PTAとの積極的な連携

### 小中一貫教育の推進

- ・令和7年度を見据えた9か年のカリキュラムの作成
- ・志木中学校区の小学校との連携
- ・中学校区の推進計画の策定

## 【志木中の輝き】

### 挨拶



### 清掃



### 歌声

### （3つのがんばろう活動）



## 学校の概要(令和5年度)

### 1 生徒数・学級数 (令和6年1月1日現在)

クラス	1学年	2学年	3学年	特別支援学級
1組	34	33	34	4
2組	34	33	35	5
3組	34	34	35	
4組	34	33	34	
5組	34	33	36	
6組	33	33		
計	203	199	174	9
総計	585			

### 2 職員数

校長	1	主任専門員	1	相談員	2
教頭	1	栄養教諭	1	学校図書員	1
主幹教諭	1	事務職員	1	生きる力推進講師	1
教諭	28	学校用務員	1	A L T	2
養護教諭	1	支援員	3	スクールカウンセラー	1
				スクールソーシャルワーカー	1

### 3 主な年間行事

4月	始業式 入学式 新入生歓迎会 保護者会 P T A総会	10月	開校記念日 新人体育大会 避難訓練 中間テスト 合唱祭
5月	中間テスト 教育相談週間 3年修学旅行	11月	学校公開週間 市内音楽会 期末テスト
6月	学校総合体育大会 生徒総会 校外学習 期末テスト	12月	保護者会 終業式 冬季休業日
7月	保護者会 終業式 夏季休業日 避難訓練 三者面談	1月	冬季休業日 始業式
8月	夏季休業日 始業式 小中合同引き渡し訓練	2月	新入生保護者説明会 期末テスト 2年スキー林間学校 公立高校入試
9月	体育祭 英語弁論大会	3月	卒業証書授与式 保護者会 修了式

### 4 生徒数の推移

年度	生徒数	年度	生徒数	年度	生徒数
昭和22年	253	平成元年	754	29	532
25	371	5	564	30	520
30	485	10	556	令和元年	540
35	698	15	545	2	568
40	875	20	699	3	571
45	1056	25	629	4	571
50	688	26	610	5	585
55	805	27	601		
60	850	28	565		



## 学習について

変化が激しく多様な価値観がある社会の中で、自ら考え、判断し表現(実践)する力、が求められています。志木中学校では、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の展開と生徒の学ぶ意欲の向上」を学力向上目標として各教科で取り組んでいます。また、学年・学級担任からは道徳、学級活動、その他、学習の仕方や学校生活全般にわたって、一人一人の生徒が自分のよさや可能性を認識し、仲間と学び合い・認め合い・高め合う生徒の育成を目指し指導・助言を行っています。

### (1) 各学年各教科の週あたりの授業時間数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	英語	道徳	学活	総合的な学習	合計
1学年	4	3	4	3	前期 1.5	前期 1.5	3	2	4	1	1	前期 1	29
					後期 1	後期 1						後期 2	
2学年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	29
3学年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	29

※1単位時間は50分。

※この他に、学校行事(儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産的行事、奉仕活動)や、学級活動、生徒会活動など自主性、主体性な

### 日課表

月曜日(5時間授業)	
登校	8:20
朝読書	8:20 ~ 8:35
朝の会	8:35 ~ 8:45
第1校時	8:50 ~ 9:40
第2校時	9:50 ~ 10:40
第3校時	10:50 ~ 11:40
第4校時	11:50 ~ 12:40
給食	12:40 ~ 13:15
昼休み	13:15 ~ 13:30
第5校時	13:40 ~ 14:30
清掃	14:30 ~ 14:50
帰りの会	14:50 ~ 15:00

火・水・木・金曜日(6時間授業)	
登校	8:20
朝読書	8:20 ~ 8:35
朝の会	8:35 ~ 8:45
第1校時	8:50 ~ 9:40
第2校時	9:50 ~ 10:40
第3校時	10:50 ~ 11:40
第4校時	11:50 ~ 12:40
給食	12:40 ~ 13:15
昼休み	13:15 ~ 13:30
第5校時	13:40 ~ 14:30
第6校時	14:40 ~ 15:30
清掃	15:30 ~ 15:50
帰りの会	15:50 ~ 16:00

# 生活面について

生徒指導部

学校生活を楽しく充実して過ごすためには、先ずお互いに認め合うことが大切です。志木中生が仲間となり、自律した行動をとれる中学生になってほしいと願っています。

そのためには、ともに秩序ある行動をとり、規則正しい生活をするのが基本となります。特に志木中では、真面目に一生懸命頑張っていることを認め合いながら、「挨拶・清掃・歌声」を合い言葉に日々生活をしています。気持ちのよい挨拶の響く学校、校内の清掃活動にしっかり取り組み整理整頓に心がける学校、歌声響く学校を伝統とし、3年間を大きく成長できる期間として見守ってまいります。

## 1 中学校3年間は心身共に成長する時期

中学生は心も身体も成長する時期ですが、大人でも子供でもない不安定な時期とも言えます。子どもの変化や様子を見逃さないようにしながら、支えることが大切な時期です。まだまだ、全てを任せるには、安心できる時期ではありません。子どもに任せきりにならずに、規則正しい生活を心掛けさせ、食事や睡眠などの健康管理に気をつけてください。

## 2 スマートフォンについて

中学校の入学時に携帯電話（スマートフォン）等を生徒に所持させるご家庭が増えています。その一方で、近年SNS等によるトラブルや、見ず知らずの人とのやりとりを行い、トラブルになる事案が発生しているようです。万が一、お子様が携帯電話等を使用する場合は、ご家庭の責任において、様々なトラブルに巻き込まれない（起こさない）ように取り扱いについてご指導ください。なお、携帯電話の学校への持ち込みは、禁止となっております。

## 3 相談室について

お子さんの様子で気になることがありましたら、いつでも担任や学年教職員まで相談してください。また、本校には相談室があり、市の相談員やスクールカウンセラーが配置され、気軽に相談できる体制になっています。是非、ご心配なことがありましたら、家庭だけで抱え込まずに相談してください。

## 4 定期試験について

中学校に入学後、成績を気にするあまり、定期試験等においてカンニングや点数の改ざんなどの不正行為が見られます。不正行為には厳しい措置をとりますので、不正のないよう正々堂々と定期試験等に臨むように家庭でもご指導ください。

※その他、志木中学校での細かい生活のきまりは、入学後に生徒を通じて指導します。



# 志木中生徒 一日の流れ（令和6年度）

学校のきまりは気持ちよく学校生活を送ることが出来るようにするために定めるものです。みなさんには、集団生活の一つの基準として決められた『学校のきまり』の意味をよく考え、自分たちの手で守り実行していただきます。また、より良い生活をするために今後も改正した方がよい点があれば、話し合っていく事は大切なことです。そのような筋道をとらずに、安易にルールを破ることは自己中心的な態度であり、改めなければいけません。志木中生として自覚を持って、一日の生活を確認しましょう。

## 1 あいさつ・マナーについて

＜挨拶＞

- ・廊下やその他の場所で、自分から気持ちのいい挨拶をする。

＜言葉遣い＞

- ・来校者の方や先生・目上の人に対する正しい話し方を身につける。

＜話の聞き方＞

- ・私語をしている人がいると話が伝わりません。静かにしっかり聞く。
- ・朝の会、帰りの会等では机の上にカバンや持ち物を置かない。

＜職員室でのマナー＞

- ・入室・ノック・あいさつなどの入室のマナーを身につける。
- ・カバンを持ったまま、コートや防寒着を着たまま、帽子をかぶったままの入室は禁止。
- ・友人のつきあいの入室も禁止。職員室は先生方の仕事場です。
- ・先生に頼まれたりして職員室から物をとるときは、必ず、周囲の先生に断ってから行う。黙って先生の机の引き出しなどを開けない。
- ・朝の会議中は入室をしない。（緊急時以外、8：20～8：30の入室は出来ない。）
- ・テスト期間（前後5日間）の入室禁止（通知表、成績処理、進路関係での入室を禁止する。）

## 2 登校時

- ・7：50以降登校可能とする。
- ・遅刻、早退、欠席等の連絡は8：20までに保護者が連絡（生徒手帳、さくら連絡網等）する。  
※8：20までは留守番電話。
- ・服装は制服。（中途半端な服装はしない。ジャージ・体育着登校の時は、連絡があります。）

## 3 朝の会

- ・8：25には着席し、静かに朝読書始める。
- ・授業道具は机に入れる。バック類は床に置かない、ロッカーの上にも私物を置かないでロッカーに入れる。

## 4 授業

- ・原則として朝から制服、（但し、1時間目がジャージの教科の時だけ例外）その後、担任・教科担当の指示に従う。（中途半端な格好をしない。無理に制服に戻らなくても良い。）
- ・10分の休み時間は次の授業の準備と移動の時間であることを意識する。（チャイム着席を守る。）
- ・忘れ物は授業前に申し出る。
- ・授業中に席を立つときや、授業に遅れることが予想される場合は担任か授業担当に申し出て許可をもらう。
- ・他の階への移動は自分の階を横に移動し、他学年の教室の前を通らないようにする。
- ・移動教室の授業が早く終わったときは、廊下を静かに通り、チャイムが鳴るまで教室から出ない。
- ・自習時間には、教科係が中心となって課題を行う。緊急のことが生じた場合は隣のクラスか職員室の先生にすぐ連絡する。

## 5 休み時間

- ・廊下や階段に座り込んで話さない。
- ・許可無く他の教室に入らない、他の学年の階に行かない。
- ・廊下や教室で髪にブラシをかけない。
- ・校舎内で走ったり、大声、奇声を出したりしない。
- ・許可無くベランダに出ない。

## 6 給食

- ・4時間目終了後5分以内（通常12：45）に手洗いをすませ着席する。
- ・給食当番は必ず白衣・帽子を身につけ（前髪は帽子にすべて入れる）準備する。
- ・配膳時、マスクを着用する。
- ・給食中は勝手に席を立たず、早く終わってもチャイムが鳴るまで教室を出ない。
- ・係、当番は責任を持って最後まで片付ける。（配膳台、残り物、ゴミ等）
- ・白衣は当番が金曜日に持ち帰り、洗濯してから持ってくる。

## 7 清掃

- ・服装は体操着かジャージ（ワイシャツを中に着ても良い）で昼休み終了までに着替える。
- ・監督の先生の指示に従い無言で行い、終了後反省会を行う。

- ・許可なく清掃場所を離れたり、清掃中に係の連絡等に行ったりしない。
- ・清掃が終了したら（反省会后）速やかに教室に戻り、清掃を手伝い、帰りの会の準備をする。

## 8 帰りの会

- ・教科係による授業連絡は、前日までに先生に直接聞き、帰りの会で連絡・準備等をすませる。
- ・教科書などは指示されているものは必ず持ち帰る。
- ・ロッカーの中は常に整理しておく。机の中は空にしてから帰る。
- ・帰りの会終了後は原則として教室内に残らず、速やかに部活動や委員会の活動場所に移動する。  
※友達を待つなどしない。荷物は各自、活動場所に持っていき、教室に戻らない。

## 9 下校時

- ・放課後、忘れ物を取りに行く場合は必ず、職員室に申し出てから取りに行く。
- ・放課後の再登校など、学校に来る場合は、制服かジャージで登校する。私服での登校はしない。  
自転車での登校も不可。

## 10 保健室の利用

- ・授業中、保健室を利用する場合は担任（不在の場合は教科担任、学年教師）に許可を得て、保健委員と一緒に行く。（保健委員は指示を受けたらすぐ戻る）勝手に保健室の利用をしないこと。
- ・具合の悪い生徒は養護の先生（保健の先生）によく相談する。

## 11 服装について ※面接や就職を意識した身だしなみを習慣とし、身につける

- 制服：学校指定の制服。男子は本校指定のベルトを必ず着用。冬期は、集会・式典時にブレザーを必ず着用。  
 ネクタイ・リボン：学校指定のネクタイ・リボン。ブレザーのときは必ず着用。夏は着用しなくても可。  
 ベスト：女子生徒のみ。学校指定のベスト。夏は着用しなくても可。（式典の行事では必ず着用する。）  
 上履き：学校指定の上履き。（忘れた場合は、先生にことわって、忘れ物用の上履きを昇降口から借りる。）  
 名札：学校指定の名札を左胸につける。（制服・Yシャツへの付け替えを忘れない。）  
 靴下：色は白、紺、黒、グレーのソックス。ワンポイント（小さいもの）・ライン（細いもの）可。  
 長さ：くるぶしが隠れる長さ。  
 セーター：黒か紺かグレーで、Vネック・・・ラインなし ワンポイント程度、カーディガンは不可。（セーターの長さについて、袖は手首まで、丈はブレザー、ジャージから出さない。）  
 セーターのみでの活動は不可。（授業の途中で暑くなって脱ぐのは構わないが、授業終了後、セーターを脱ぐ等すぐ対応する。）  
 靴：運動の出来る、紐で調整の出来る運動靴。ハイカット、ミドルカット不可。ローカットのみ。  
 カバン：メインバックはデイバック（背負い）とする。ロッカーに入る程度の大きさとする。（エナメルバッグも可）サブバックはスポーツバック（手さげ）とする。  
 頭髪：中学生らしい髪型であること。ファッション的なものは不可（指導後、直してきてもらう場合あり）。  
 女子は、髪の毛が肩にかかる場合は結ぶ。髪を結んだとき派手な結び方はしない（髪留めは、黒、紺、茶の細いピンまたは、ゴム。パッチンピンは不可。ヘアバンドその他飾り物はつけない事）  
 男子も、目・耳・襟にかかるような長髪は控えましょう。過度な刈り上げは、長さをそろえてきてもらう場合もあり。整髪料の使用は不可。  
 夏服：学校指定の半袖ワイシャツ、半袖ブラウス。長袖の袖をまくっても良いが、だらしなくならない事。  
 防寒着：コート、手袋、マフラーやネックウォーマー、スヌードを着用してもよい。ただし、帽子・耳当ては、不可。防寒着として、部活動で指定されているウインドブレーカーの上着のみ、制服の上に着用可（部活指定以外は不可）。コートは、黒、紺、グレー、のダッフルコート、Pコート（その他の種類は不可）。女子は防寒のためのタイツの着用は可（色は黒のみ）。

- その他：①スカートは膝が隠れる長さ。  
 ②6月1日・10月1日衣替えとし、前後1ヶ月は移行期間とする。4月末日までは必ず冬服を着用する。（下表参照）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冬服	移行期間 夏・冬併用		夏服		移行期間 夏・冬併用		冬服				

- ③ジャージの名前は必ずつけること。リサイクル等を使用している場合でも、名前を取れないようにつける。（忘れた場合の、ジャージ等の貸し出しは行いません。）  
 ④制服、リボン、ネクタイ、カバン、上履き、ジャージ等を勝手に加工したり、変形したりしない。

## 11 その他

- ・学校に不要なものを持ってこない。（貸し借りの中継場所ではない。）
- ・カバン類のアクセサリ類は1個まで華美にならないようにつけてもよい。
- ・薬用リップ、汗止めスプレーやシート等は認めていない。健康上必要な場合は、薬用リップについては、担任に申し出て許可を得る。リップクリームは、色無し、臭いや香りのしないもの。

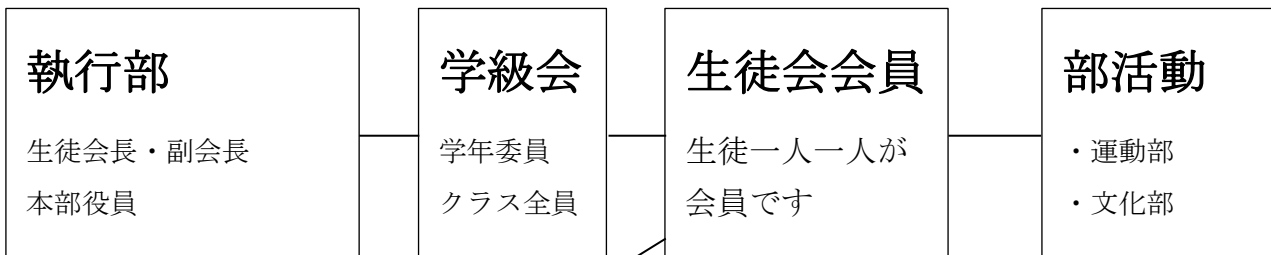
# 生徒会活動

生徒会には生徒全員が加入し、より良い学校作りを目指し、生徒の自主的・実践的な活動が行われます。

- ・学校の様々な行事に積極的に協力、参加する活動
- ・全校生徒の生活の改善や福祉を目指す活動
- ・その他生徒会の目的を達成するために必要な活動

例えば、執行部を中心に新入生歓迎会、生徒総会、体育祭、3年生を送る会などの行事の企画・運営にあたり、活動しています。生徒専門委員会は、普段の学校生活に関する独自の活動を積極的に行うとともに、行事でも活動しています。

## 生徒会組織



学年委員会：クラスの代表としてクラスや学年の意見をまとめる
生活委員会：朝の点検活動、チャイム着席・生活全般の呼びかけ
体育委員会：集合整列の指示や体育行事の企画運営など
給食委員会：給食白衣の管理、給食時の指示、配膳室点検など
保健委員会：毎日の健康観察や具合の悪い人の世話など
環境委員会：清掃の指示・管理、美化活動、緑化活動など
図書委員会：本の貸し出し、新しい本の紹介、本の整理など
放送委員会：朝・昼の毎日の放送、行事の放送担当など



### 志木中学校で取り組んでいる回収活動

- ・ベルマーク、書き損じはがき、使用済切手などの回収を行っています。
- それぞれ、職員室前に回収箱があります。その他ユニセフや赤い羽根などの募金活動なども行っています。

# 部活動規定

## 【1】目的

- (1)自分の個性や特性を知り、将来を通じて楽しめる活動経験を積む。
- (2)自主的に選択し、自ら進んで積極的に活動する。
- (3)コンクールや試合等の実践を通して、緊張感の中にも実力を発揮する姿勢を育成する。
- (4)活動を通して、精神的、技術的向上を図る。

## 【2】参加方法

- (1)希望参加を原則とするが、特に事情がない場合は部活動参加を推奨する。
- (2)施設等の関係で、参加人数を制限せざるを得ない場合は、希望しても受入ができない場合がある。

## 【3】活動日について

志木中学校では、「志木市立中学校の部活動方針」の趣旨を踏まえ、活動する。

### (1)活動時間（平日）

#### ① 活動開始時間

- ・ 5校時の日・・・15時05分～
- ・ 6校時の日・・・16時05分～

#### ② 活動終了時間

- ・ 5校時の日・・・17時10分完全下校
- ・ 6校時の日  
3月～10月（新人戦地区大会終了後）・・・18時10分完全下校  
10月（新人戦地区大会終了後）～2月・・・17時30分完全下校

### (2)定期テスト前の部活動中止期間について

- ・ テスト開始日の5日前からとする。
- ・ この期間中に、県大会やコンクール等がある場合は、活動する場合もある。

### (3)休日の部活動について

- ・ 各部の活動計画による実施とする。なお、欠席等の電話連絡は学校にしない。

### (4)長期休業日（春休み・夏休み・冬休み等）の活動日について

- ・ 各部の活動計画による実施とする。
- ・ 年末年始やお盆前後は連続した1週間程度の休養日を設ける。

### (5)休養日について

- ・ 週2日以上休養日を設ける。

※平日1日以上、週休日（土・日）1日以上を休養日とする。

### (6)服装について

- ・ 登校時は制服とする。（部活動等で指定されているウインドブレーカー等の着用可。）
- ・ 下校時は原則制服とするが、顧問の指示に従いジャージ等でも可とする。

#### 【4】 転部・退部について

- (1)顧問間の了解及び担任・保護者の了解を得ること。
- (2)2年3学期以降の転部・入部は原則認めない。ただし、転入生はこの限りではない。  
※退部については、退部届に記入し、顧問・担任に提出すること。

#### 【5】 部活動保護者会について

- ・例年は、部活動全体保護者会を5月上旬に行っていたが、令和5年度は全体会を中止した。1学期中に、部活動単位で顧問保護者会を開き、部活動の方針・計画・費用等、部活動を行う上での内容説明を行う。

#### 【6】 その他

- ・用具等については、顧問の指示による購入とする。
- ・その他、部活動に必要な物も顧問の指示による購入とする。
- ・下校時間が守られない時は、部長会議、各部長による立哨を行う。
- ・部に所属しながら活動に参加しない生徒は顧問の指示で退部となる場合がある。

#### 【7】 部活動一覧 (令和5年度)

運動部		文化部
野球	男子バレーボール	家庭
サッカー	女子バレーボール	美術
男子バスケットボール	ソフトボール【女子】	文芸
女子バスケットボール	卓球【男子】	科学
ソフトテニス【男子】	陸上競技【男女】	吹奏楽
ソフトテニス【女子】		英語

#### 【8】 正式入部までの日程 (令和5年度)

- (1)部活動オリエンテーション・・・4月11日(火)
- (2)仮入部・・・・・・・・・・・・4月13日(木)14日(金)17日(月)19日(水)21日(金)  
活動終了 16時45分(下校 17時00分)
- (3)入部届提出・・・・・・・・・・・・4月21日(金)
- (4)正式入部(部活動開始)・・・4月24日(月)
  - ①入部届を担任の先生に提出する。  
担任→部活顧問
  - ②入部届を提出したら、必ずその部活動へ参加する。
  - ③2,3年生も継続届を提出する。  
(4月10日(月)配布、4月14日(金)〆切)

## 1. 保健室について

保健室	健康診断・健康相談・保健指導・救急処置を行う場です (学校保健安全法第7条)
健康診断	4月～6月末までに実施します。 [主な項目]・身体計測・視力検査・聴力検査・尿検査・内科検診・運動器検診 結核検診・耳鼻科検診・歯科健診・心電図検査・脊柱側弯検査・眼科検診 等
健康相談	お子様の体調や心理的な面でご相談がある際は、ご連絡ください。 ・お子様の心や体の健康面について ・学校生活上での健康面や疾病等に関わる対応 ・食物アレルギーに関わる対応等の相談ごと 等
保健指導	日常的な心や体に関わる健康面についての指導
救急処置	家庭または医療機関へ行くまでの応急処置をします。 ・継続的な処置はしません ・内服薬は与えることができません。 ・持病がある場合の薬を持参する場合は自己管理をお願いします。 *休養は原則として1時間までです。 *本人の状態では休養はさせずに早退をさせることもあります。 *早退の場合には、保護者の方にご連絡させていただきます。 *なお、生徒が自分自身で帰宅する場合は帰宅確認の連絡をお願いしています。 早退時に帰宅確認カードを持たせます。カードに記載の方法でご連絡ください。

## 2. 学校感染症について

### 2-1: 出席停止と主な学校感染症

学校において感染症感染拡大を防ぐために「出席停止」の措置をとることが法律（学校保健安全法）で定められています。お子様が、学校感染症に罹患した場合、学校にお知らせください。

感染症名	出席停止基準
インフルエンザ	発熱した後5日かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで、 または5日間の適正な抗菌薬が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮下後
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されるまで
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身の状態が良好となるまで

## 2-2：登校届

学校感染症に罹患し、治癒した後に登校する際は、「登校届」を保護者が記入の上、担任までご提出ください。「登校届」は、担任に申し出ていただくか、本校 HP からダウンロード可能です。

## 3. 災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターが学校の管理下で災害(負傷・疾病・障害・死亡)に遭った際の治療費や見舞金を給付する制度です。志木市では、掛け金全額(1年間 920 円)を志木市が負担しています。

学校管理下における災害で医療機関を受診した場合には、医療機関の受診時には志木市子ども医療は使用せず、窓口支払いをお願いします。併せて担任や部活動顧問に申し出ると共に、申請書類を提出してください。申請書類は、担任や部活動顧問に申し出ていただくか、本校 HP よりダウンロードが可能です。

【給付制度の対象となる学校管理下の範囲】

①通学路による登下校中 ②授業・各教科・特別活動・休み時間 ③部活動・学校行事

## 4. 歯と口腔の健康づくりについて

本校では、「志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例」(平成24年4月施行)と「むし歯ゼロ作戦」よりフッ化物洗口を実施しています。フッ化物洗口希望者に毎週1回、朝の時間に1分間フッ化物洗口を全校で実施しています。実施の際には、準備するものや実施方法について、別途お知らせいたします。

## 5. アレルギーに係る対応について

アレルギー疾患のあるお子さんで、学校で特別な配慮(給食の除去対応等)を希望される場合は、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(医療機関の受診・病院記入)・「食物アレルギー家庭状況について」の提出をお願いします。【提出先：志木中学校 締切日；令和6年3月1日(金)】

※ご不明な点は、中学校へお問い合わせください。

## 6. 保健関係書類について

入学に際し、以下の書類を提出いただくことになります。各書類は入学式の日配布の予定です。回収日等は改めてご連絡いたします。

	書類名	留意事項
1	保健調査票	小学校から引き続き使用します。 記入漏れのないよう該当学年の欄に記入し、 <u>訂正や追記項目については赤字でわかりやすく</u> ご記入ください。 <u>既往症や持病など、完治している場合には、完治とご記入ください。</u>
2	結核問診票	小学校から引き続き使用します。 すべての項目について、記入漏れのないよう <u>該当学年の欄に回答をお願いします。</u>
3	家庭調査票・ 救急カード・ 引き渡しカード	<u>緊急時に必ず連絡が取れる連絡先</u> をお書きください。 <u>携帯番号のみではなく勤務先名・勤務先電話番号も</u> ご記入くださるようお願いいたします。





# 予防接種は、お済みですか？

- お子さんの小学校ご卒業、中学校ご入学が近づいてきました。
- この機会に母子健康手帳を確認し、未接種の予防接種は公費負担（自己負担なし）で接種できる期間にお受けください。
- 接種対象年齢を過ぎると任意接種（自費）となりますのでご注意ください。  
（※予防接種の開始は、誕生日の前日から、「未滿」、「至るまで」は誕生日の前日までとなります。）

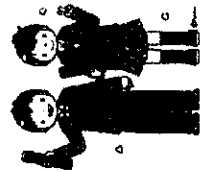
予防接種の種類	接種対象年齢	接種回数	接種方法・注意事項
日本脳炎	1期初回・1期追加： 生後6か月～ 7歳6か月に至るまで 2期：9歳以上13歳未滿	1期初回：2回 1期追加：1回 2期：1回	中学生になっても、13歳未滿（誕生日の前日まで）であれば受けられます。 （※小学4年生になる年度の4月にお知らせを送付しています）
二種混合 （ジフテリア・破傷風）	2期：11歳～13歳未滿 （四種混合の追加になります）	1回	中学生になっても、13歳未滿（誕生日の前日まで）であれば受けられます。 （※小学6年生になる年度の4月にお知らせを送付しています）
HPV （ヒトパピローマウ イルス）	小学6年生～ 高校1年生相当 （女子）  （※中学1年生での接種が 望ましい）	3回 ※15歳未滿で 9価ワクチンを 接種する場合は 2回	12歳～16歳（小学6年生～高校1年生相当）の間に3回接種します。（ただし15歳未滿で9価ワクチンを接種する場合は2回接種します。） ・2価ワクチン（サーバリックス）は1回目と2回目の間は1か月、1回目と3回目の間は6か月あけます。 ・4価ワクチン（ガーダシル）は1回目と2回目の間は2か月、1回目と3回目の間は6か月あけます。 ・9価ワクチン（シルガード）を小6～15歳未滿で接種する場合は、1回目と2回目の間は6か月あけます。 ・9価ワクチン（シルガード）を15歳以上で接種する場合は、1回目と2回目の間は2か月、1回目と3回目の間は6か月あけます。 （※4月にお知らせを送付しますので、詳しくはお知らせをご確認ください。）

※ 規定の間隔で接種できなかった場合は、健康増進センターにお問い合わせください。  
※ 志木市、朝霞市、和光市、新座市の指定医療機関で接種することができます。4市以外の医療機関で接種を希望する方は、事前に健康増進センターへお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。



↑ 市ホームページ

問合せ：志木市健康増進センター  
（住所）志木市幸町3-4-70  
（電話）048-473-3811 （FAX）048-476-7222



# 志木市内の予防接種実施医療機関

○印＝接種可能な医療機関

医療機関名	住所	電話	日本脳炎	二種混合	HPV		
					サーバリックス (2歳)	ガーダシル (4歳)	シルガード (9歳)
TMG宗岡中央病院	志木市上宗岡5-14-50	472-9211	○	○	-	○	-
志木いろは橋クリニック	志木市中宗岡5-16-2-2	471-1688	○	○	-	○	-
かまた内科クリニック	志木市本町4-11-15-2F	472-7070	○	○	-	○	○
わかばこどもクリニック	志木市本町5-19-15-2F	423-4749	○	○	-	-	○
志木江原耳鼻咽喉科	志木市本町5-23-26-101	473-7929	○	○	○	○	-
志木ホームクリニック	志木市本町5-24-18-5F	487-1255	○	○	○	○	○
よつはしレディースクリニック志木	志木市本町5-25-8 3F	423-6428	-	-	-	○	○
キャップスクリニック志木	志木市本町5-26-1-7F	475-8517	○	○	○	○	○
岩崎小児科医院	志木市本町6-3-9	474-7474	○	○	○	○	○
柳瀬川フアミリークリニック	志木市幸町4-1-1	485-9561	○	○	-	○	○
たなか整形外科クリニック	志木市幸町4-3-18	486-1010	-	-	○	○	○
柳瀬川駅前クリニック	志木市館2-6-11-3F	486-6201	○	○	-	○	○
宇野眼科医院	志木市館2-7-11	472-6202	-	-	○	○	○
志木柏町クリニック	志木市柏町1-6-74	423-2792	○	○	○	○	○
たて内科クリニック	志木市柏町6-29-44-2F	485-2600	-	○	○	○	○

※個別接種は原則として予約制になります。  
事前に病院へ電話で確認してから受診してください。

【問合せ】  
志木市健康増進センター  
住所 志木市幸町3-4-70  
電話 048-473-3811 FAX 048-476-7222

## 学校給食について

学校生活の中で子ども達がとても楽しみにしていることのひとつに給食があります。学校給食は、ただ食べるだけでなく「食事の正しいあり方を体得させ、食事を通して好ましい人間関係を育て、児童・生徒の心身の健全な発達に資すること」をねらいに行われています。志木市では、献立は担当の栄養士が各学校の実情に合わせて、月曜日から金曜日まで完全給食（主食・牛乳・副食）を提供しています。教科の年間指導計画とも連携した献立作りをしています。

健康を維持・増進し、成長するために摂取することが望ましいエネルギーや栄養素の量の基準を示したものを「食事摂取基準」と言います。「食事摂取基準」は、「身体活動レベル」（年齢・性別・日常生活の活動の内容の違い）によって定められています。中学生の時期は成長が著しく活動も盛んなので、いくつかの栄養素（たんぱく質・カルシウムなどの無機質・エネルギーに変える時に必要なビタミン B1、B2 など）の摂取基準は成人に比べて多くなっています。給食でもできる限り摂取基準に近づける努力をしていきますが、ご家庭でも小学生の時以上の配慮をお願いいたします。

### <本校の給食状況>

本校では、給食内容は安全な材料で手作りのものをめざしており、地元の農産物を使用し、作り手と食べ手が見える関係であることをめざします。そして地域の風土や気候に合わせた食べ方を知らせ、昔から日本に伝わる食品や料理を取り入れた「和食」を献立の中心にしています。食文化の継承は、食を守るだけではなく、それを育ててきた地域そのものを守っていき、地域の良さを再発見する機会になるからです。また国内のいろいろな県の郷土料理や世界の様々な国の料理を給食に出すことで、自分たちの地域とは違う文化が存在することを知り、食べることでその文化を認め理解しあえるようになることを目指しています。

### <食物アレルギー対応>

医師の診断がある場合の疾病（アレルギー含む）などで、食事の制限が必要な場合は、志木市の「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に沿って対応させていただきます。

学校で特別な配慮を希望される場合は「学校生活管理指導表（医師が記入）」・「食物アレルギー家庭状況（保護者が記入）」をご提出ください。書類の確認をし、今後の面談の日程等についてご相談させていただきます。校内の「食物アレルギー対応対策委員会」で、対応方法を検討し、給食開始前の面談時に、対応方法をお伝えします。

現在アレルギー症状がない場合でも、食物アレルギーの症状がでやすいとされる食品、種実類（ごま・ピーナッツ・アーモンド・くるみ等）・果物類（キウイ・りんご・桃・パイナップル・さくらんぼ・スイカ・メロン・みかん等）・魚介類（えび・かに・いか・たこ・貝等）は、この後突然発症する場合があります。入学した後、発症した場合や除去食の対応が必要となった場合には書類をお渡ししますので、病院で受診してください。

#### 除去食等の対応の流れ（希望者のみ）

- ① 小学校で配布された「アレルギー疾患に関する調査回答表」で「食物アレルギー」と記載し提出された方には「学校生活管理指導表」をお渡ししております。病院を受診してください。
- ② ご提出された「食物アレルギーの家庭状況調査書」と同じ内容で、①の「学校生活管理指導表」を3月1日までに志木中までご提出ください。
- ③ 入学後、対応方法について面談を実施します。（保護者・学校長・養護教諭・担任・栄養教諭）  
※年度毎に症状の確認をし、対応方法の検討も行いながら実施していきます。

令和6年1月26日

新入生保護者 様

志木市立志木中学校  
校長 本 莊 真

## 給食費等の集金について

時下、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、志木中学校の給食費等の集金は、ゆうちょ銀行の口座引き落としで行っています。ゆうちょ銀行の口座引き落としは、他の金融機関と比べると手数料が廉価（10円）となっています。

つきましては、下記の通り手続きをお願いいたします。

### 記

#### 1 口座開設郵便局

全国どこの局でも結構です。

（志木中学校周辺では、本局、上町、柳瀬川駅前、水谷東等があります。）

#### 2 開設口座

利用できるのは、総合口座です。お持ちでない場合は、認め印とご本人であることを証明できるもの（顔写真付きのもの）と名義人となるの方の証明書（顔写真付きのもの）をご持参のうえ、お近くの郵便局で開設してください。名義人は、生徒名義でもご家族名義でも結構です。

#### 3 自動払込利用申込書の記入

- ・自動払込利用申込書にご記入ください。
- ・記入の際は、申込書裏面の記入例をご参照ください。
- ・届出住所や印鑑が不確かな場合は、郵便局の窓口で確認していただくと安心です。

#### 4 自動払込利用申込書の提出先 （郵便局ではありません）

- ・封筒に入れて、志木中学校 職員室までお願いいたします。
- ・兄弟が在学している場合は、お持たせいただいても結構です。
- ・郵送の場合は、郵便切手をお貼りください。
- ・この件についての問い合わせは、志木中学校 県費事務職員までお願いいたします。

#### 5 提出期限

令和6年2月28日（水）

## 給食費等の集金額について

給食費等の集金については、ゆうちょ銀行の口座からの引き落としとしてお願いいたします。  
 なお、令和6年度は、給食費の変更が予定されているため、ご参考までに令和5年度の集金額をお知らせいたします。正しい集金額は、4月以降にお知らせいたします。

### 令和5年度 第1学年 集金額（参考）

(円)

月	給食費	教材費	積立金	生徒会費	PTA 会費	月 計	引落日
5	10,000	10,000				20,000	5/7
6			17,000	500	2,500	20,000	6/5
7	9,690					9,690	7/5
8		16,000				16,000	8/5
9	10,000					10,000	9/5
10			20,000			20,000	10/7
11	10,000					10,000	11/5
12						0	12/5
1	9,690					9,690	1/6
2			20,000			20,000	2/5
3	5,000					5,000	3/5
計	54,380	26,000	57,000	500	2,500	140,380	

#### 【 注 】

- ① 積立金は、学校行事（校外学習、宿泊学習、修学旅行等）の費用です。
- ② PTA会費は、兄弟姉妹で在学している場合は、上の学年の生徒から1世帯分として集金いたします。
- ③ 引き落とし日の当日までに入金をお願いいたします。  
 ※ 残高不足になりますと、該当のご家庭に通知を出す等、手続きが煩雑となり、トラブルの原因になるとともに、業者への支払いにも支障をきたしますので、ご注意ください。
- ④ 集金額は変更になることがあります。

#### ◆自動払込利用申込書の提出は

**令和6年2月28日（水）までをお願いいたします。**

この件についての問い合わせは、志木中学校 県費事務職員までお願いいたします。



## 特別支援教育就学奨励費のお知らせ（令和6年度用）

志木市教育委員会

小学校又は中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、就学のために必要となる経費の一部を補助する制度です。  
手続き等に関する詳細なお知らせは、進級（入学）後、改めて学校を通じて配付いたしますので、以下に記載する事項についてご確認いただき、ご準備をお願いします。

### 1 対象となる方

志木市に住所を有し、小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の方  
 ※ただし、生活保護、就学援助費の受給世帯は受給対象外となります。

### 2 支給される主な経費

項目	支給（上限）額	支給に必要な提出書類
学用品・通学用品購入費	小学校：実費の1/2の額 上限 5,820円 中学校：実費の1/2の額 上限 11,370円	・購入物品の内容がわかる領収書等【留意事項参照】
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	小学校：実費の1/2の額 上限 25,555円 中学校：実費の1/2の額 上限 30,490円 ※1学年かつ、令和6年4月1日付認定のみ	・購入物品の内容がわかる領収書等【留意事項参照】
学校給食費	実費の1/2	—
校外活動等参加費（宿泊なし）	小学校：実費の1/2の額 上限 800円 中学校：実費の1/2の額 上限 1,155円	—
校外活動等参加費（宿泊あり）	小学校：実費の1/2の額 上限 1,845円 中学校：実費の1/2の額 上限 3,105円	—
修学旅行費	小学校：実費の1/2の額 上限 10,790円 中学校：実費の1/2の額 上限 28,860円	—
オンライン学習通信費	実費の1/2の額 上限 7,000円	—

※支給額は、変更される場合があります。

※世帯全員の年間所得金額の状況により、支給対象とならない場合があります。

※学校給食費、校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費については、就学する学校から教育委員会に経費状況または実施状況が提出されますので、書類の提出はありません。

### 【留意事項】

- 就学奨励費の対象となる学用品等は、原則として、通学や授業で使用するものに限ります。
- 保護者から提出された領収書・レシートにより支給額を算出することから、原則として、領収書等の提出がないものは、補助を受けることができません。
- 領収書等に記載されている物品名称で物品の特定ができない場合は、追記するなど購入物品を明らかにしてください。

- 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、令和5年10月以降に購入したのも対象としますので、領収書等は大切に保管してください。
- 領収書等の提出時期については、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定後、就学する学校を通じて依頼します。

### 3（新入学児童生徒）学用品・通学用品購入費の対象となる主な物品

項目	対象なる経費の範囲	具体例
学用品・通学用品購入費	児童・生徒が通常必要とする学用品の購入費	ノート、筆記用具、練習帳、辞典類、副読本、副教材、体育用靴、ジャージ、体操着、水泳用具、実験・実習用の材料費、上履き、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、美術用具、書道セット、裁縫セットなど
	児童・生徒が通学するため通常必要とする通学用品の購入費	通学用服（制服）、通学用靴、雨靴、雨傘、レインコート、帽子など
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（1年生のみ）	新たに入学する児童・生徒が通常必要とする新入学にあたっての学用品・通学用品の購入費	ランドセル、通学用カバン、通学用服（制服）、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子 ※上記のほか、入学準備にあたって通常必要と認められる学用品及び通学用品
対象とならないもの		家庭学習用の教材、給食用品、ハンカチ、靴下、手袋、リュックサック、記念写真代、修学旅行用バッグなど ※教育課程以外でも利用される用品

上記の物品を購入した場合は、必ず、購入日、物品名、購入金額が記載された領収書等を保管しておいてください。

※ 特別支援就学奨励費の支給手続きの際に必要となります。

すでに特別支援学級への通学を予定されている方も、就学援助の申請は可能です。ご希望の方は、申請書の提出をお願いいたします。

#### ◆ 問い合わせ先

住所：〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

電話：456-5366（直通）

志木市教育委員会教育政策部 学校教育課



## 就学援助についてのお知らせ（令和6年度用）

志木市では、経済的な理由により教育の機会が失われないよう、市立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者の方に、学用品費（一部）や学校給食費などの援助をしています。援助を希望される方は、次の要領で申請をしてください。※毎年度、申請が必要です。

### 1 援助を受けることができる方

志木市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 世帯の年間総所得金額が定められた金額以下の世帯（「7 認定の目安」参照）
- (2) 特別な事情で、学校に必要な費用（学用品費等）にお困りの世帯

### 2 申請方法

#### (1) 書類による申請

##### ■『志木市就学援助費受給申請書・承諾書』の提出

※学校・教育委員会で配付しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】通学中（予定）の学校または学校教育課（市役所2階）

※学校教育課へ郵送の場合は、裏面お問合せ先へお送りください。

令和6年1月2日以降に志木市に転入した方は、次のいずれかの方法を選択してください。

##### ■課税証明書等を提出する。（家族全員の所得がわかるもの）

（課税証明書は本年6月以降に1月1日現在の住所地の市区町村で発行されますので、後日提出してください。）

【提出先】学校教育課（市役所2階）※郵送の場合は、裏面の問合せ先へお送りください。

##### ■申請書へ個人番号を記入する。

※本市から、前住地に所得状況を確認しますので、課税証明書は不要となります。

**必要書類** ※申請書へ個人番号を記載した方は、下記の通り(ア)～(ウ)のいずれかの提出をお願いします。（記載した方全員分）※コピー可

#### 志木市教育委員会学校教育課へ持参する場合

(ア)マイナンバーカードの持参

(イ)通知カード（記載事項に変更ないもの）及び申請者身元確認書類（運転免許所証、パスポート、在留カード等）

(ウ)個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し及び申請書身元確認書類（運転免許証、パスポート、在留カード等）

#### 志木市教育委員会学校教育課へ郵送する場合

上記の(ア)～(ウ)のいずれかの書類の写しを封筒に入れ、簡易書留で送付してください。

【提出先】学校教育課（市役所2階）※郵送の場合は、裏面の問合せ先へお送りください。

#### (2) 電子申請

市ホームページ《電子申請・届出サービス》から申請してください。

※令和6年1月2日以降に転入された方は、課税証明書等の提出も必要となります。

### 3 申請期間 令和6年3月1日（金）から4月30日（火）まで

※年度途中からの申請も可能ですが、その場合は申請を受付した月の翌月以降の費用が援助の対象となります。

裏面もお読みください。



#### 4 注意点

- (1) 毎年度、申請が必要となりますので、令和5年度に援助を受けている方も、新たに申請が必要となります。
- (2) 新小学1年生の方で、新入学学用品費入学前支給の申請をしている方も、認定結果に関わらず、新たに申請が必要となります。
- (3) 収入がない方も必ず、市（県）民税の申告は行ってください。申告をされていない方は、審査を行うことができません。
- (4) 小学校、中学校にそれぞれお子様がいらっしゃる場合で書類申請する方は、1枚の申請書にまとめて記入し、中学校又は学校教育課へ提出してください。
- (5) 志木市に在住し、市外の市立学校に通学の場合は、学校教育課へ提出してください。

#### 5 審査結果

- 認定の可否については、教育委員会で審査の後、申請者全員に通知します。
- 新年度課税確定後の6月下旬以降に結果通知を発送しますので、必ず確認してください。結果が届かない場合は、お問い合わせください。
- 年度途中の申請の場合、審査結果通知は申請日の翌月上旬となります。
- 認定後に世帯の状況（住所、氏名、世帯構成）、振込口座などに変更があった場合は、変更届を学校教育課へ提出してください。

#### 6 就学援助の主な内容 ※支給額は、変更される場合があります。

援助対象	小学校	中学校	支給時期
学用品費（年額）	11,630円	22,730円	・学期ごとに分割支給
通学用品費（年額）	2,270円<1年生を除く>		
新入学学用品費（年額）	54,060円 <小学1年生>※1	63,000円 <中学1年生>※1 <小学6年生>※2	・1学期末に全額支給 ※1 <u>入学前受給者を除く</u> 令和6年4月1日付け認定者のみ ※2 小学6年生は新中学1年生分を3月に入学前支給
学校給食費	実費相当額		・学期ごとに分割支給
校外活動費	実費相当額 <参加者のみ>		・学校からの報告に基づき支給
宿泊活動費			
修学旅行費			
オンライン学習通信費	年間限度額14,000円 <実施状況により月額支給>		・学期ごとに分割支給（世帯単位）
医療券	学校での検診により治療勧告を受けた疾病 (トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病)		

#### 7 認定の目安 ※ 家庭の状況（世帯構成、年齢等）により異なります。

例	世帯構成	世帯の年間総所得金額	
		持ち家の場合	賃貸の場合
1	母（33）、子（8・小学3年）子（4・未就学児）	約272万円以下	約369万円以下
2	母（46）、子（22）、子（13・中学2年）	約305万円以下	約402万円以下
3	父（35）、母（35）、子（8・小学3年）、子（4・未就学児）	約286万円以下	約383万円以下
4	父（43）、母（37）、子（13・中学2年）、子（12・中学1年）、子（10・小学5年）	約392万円以下	約489万円以下
5	父（42）、母（35）、子（9・小学4年）、子（6・小学1年）、子（2）、祖母（80）	約380万円以下	約477万円以下

※ 令和5年(令和5年1月～令和5年12月分)の世帯全員の年間総所得により判定します。

#### ◆ 問合せ先

住所：〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

電話：456-5366(直通)

志木市教育委員会教育政策部 学校教育課

志木市就学援助費受給申請書

年 月 日

志木市教育委員会教育長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 ふりがな \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 連 絡 先 \_\_\_\_\_

就学援助費の支給を受けたいので、志木市就学援助費支給規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

就学児童・生徒氏名	生年月日	年齢	続柄	学 校 名	学年
					年
					年
					年

※令和6年1月2日以降に志木市に転入された方は、個人番号の記入をお願いいたします。

世帯の状況（上記の児童、生徒以外の全員）

氏 名	生年月日	年齢	続柄	勤務先・学校名	個人番号

住居の種類 持ち家 ・ 賃貸（家賃 円/月）  
 申請の理由

支払先希望金融機関				同 意 書				
この申請が認定された場合は、次の口座に振り込みを依頼します。								
金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ 農協							
支店名	支店							
預金種目	普通 ・ 当座							
口座番号							保護者署名	
フリガナ								
氏 名								

**《裏面あり》必ず記載してください。**

【教育委員会確認欄】

- 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し)
- 申請者の本人確認のための書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)

# 承 諾 書

就学援助費認定審査に係る調査時及び認定された場合、次の事項について承諾いたします。

- 1 審査に必要な保護者及び世帯の住民登録状況及び市民税課税状況の確認をすること。
- 2 申請書に記載された内容及び認定（不認定含む。）に関する情報を学校教育課及び学校に提供すること。
- 3 年度途中において、当初申請時の内容（住所・世帯構成等）が変更された場合、学校教育課及び学校に情報を提供すること。
- 4 住所の変更（転出入）に伴い、支給情報を他市町村へ照会又は提供すること。
- 5 支給された援助費は、援助費の目的以外に使用しないこと。
- 6 就学援助費に返還が生じ、かつ、学校から保護者への返還金（保護者が学校に支払った金額）が生じる場合は、学校から保護者へ返還する前に、就学援助費の精算を行い、学校から市へ直接返還を行うこと。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

志木市教育委員会教育長 宛

# 記入例

※枠内はすべて記入してください。

第1号様式（第3条関係）

## 志木市就学援助費受給申請書

令和 6年 3月10日

志木市教育委員会教育長 様

申請者 住 所 志木市中宗岡1-1-1  
 ふりがな しき いちろう  
 氏 名 志木 一朗  
 連絡先 048-473-1111

就学援助費の支給を受けたいので、志木市就学援助費支給規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

令和6年4月1日時点の学年（新学年）を記載してください。

就学児童・生徒氏名	生年月日	年齢	性別	学校名	学年
志木太郎	平成20.10.25	14	子	志木中学校	3年
志木花子	平成24.9.10	10	子	志木小学校	5年
					年

※令和6年1月2日以降に志木市に転入された方は、個人番号の記入をお願いいたします。

世帯の状況（上記の児童、生徒以外の全員）

氏名	生年月日	年齢	続柄	勤務先・学校名	個人番号
志木一朗	昭和53.5.15	44	世帯主	(株)〇〇商事	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6
志木花子	昭和54.5.20	43	妻	無職	6 6 5 5 4 3 2 2 1 1

住民登録が異なっても、実質的に生計をともにする世帯員全員を記載してください。審査においては申請書記載の世帯員及び住民登録の状況により審査します。

世帯員で所得のある方は、個人番号の記入をお願いします。  
 ※課税証明書等を提出される方は記入不要です。

・ 賃貸（家賃 60,000円/月）

申請の理由 収入が低いため

支払先希望金融機関

いずれかに〇をしてください。  
 賃貸の場合は、月額家賃を記載してください。

申請の理由も必ず記載してください。

この申請が認定された場合は、次の口座に振り込みを依頼します。

金融機関名	埼玉りそな	銀行	信用金庫	農協			
支店名	志木	支店					
預金種目	普通	当座					
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	シキ イチロウ						
氏名	志木 一朗						

この申請が認定され、学用品費などの支払いに未納があった場合は、児童、生徒が在籍する学校長が援助費を受領し、未納分に充当することに同意します。

保護者署名

志木 一朗

《裏面あり》必ず記載してください。

### 【教育委員会確認欄】

- 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類（マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し）
- 申請者の本人確認のための書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)

# 承 諾 書

就学援助費認定審査に係る調査時及び認定された場合、次の事項について承諾いたします。

- 1 審査に必要な保護者及び世帯の住民登録状況及び市民税課税状況の確認をすること。
- 2 申請書に記載された内容及び認定（不認定含む。）に関する情報を学校教育課及び学校に提供すること。
- 3 年度途中において、当初申請時の内容（住所・世帯構成等）が変更された場合、学校教育課及び学校に情報を提供すること。
- 4 住所の変更（転出入）に伴い、支給情報を他市町村へ照会又は提供すること。
- 5 支給された援助費は、援助費の目的以外に使用しないこと。
- 6 就学援助費に返還が生じ、かつ、学校から保護者への返還金（保護者が学校に支払った金額）が生じる場合は、学校から保護者へ返還する前に、就学援助費の精算を行い、学校から市へ直接返還を行うこと。

令和6年 3月10日

住 所 志木市中宗岡1-1-1

保護者氏名 志 木 一 郎

志木市教育委員会教育長 宛

令和6年1月26日

新入生保護者 様

志木市立志木中学校  
校長 本 莊 真

新入生体験入学について（ご案内）

本校に入学を予定しているお子様を対象に、体験入学を下記のとおり実施いたします。

つきましては、お子様の出席についてお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和6年3月25日（月）
- 2 場 所 志木中学校 体育館
- 3 日 程  
受 付 13:00 ～ 13:15（体育館入り口）  
※13:00以前には、来校しないでください。  
全体会 13:15 ～ 13:50  
諸連絡 14:00 ～ 14:15
- 4 内 容 入学式の説明等
- 5 持ち物 筆記用具 上履き（小学校で使用していたもの）  
履き物入れ（ビニール袋など）
- 6 その他  
(1) 服装は自由です。  
(2) 欠席の場合は、事前に電話にて連絡してください。

志木市立志木中学校 教頭 清水 智之 電話 048-471-0143
--

令和6年1月吉日

新入生保護者 様

志木市立志木中学校  
校長 本 莊 真

令和6年度 第78回入学式について（ご案内）

立春の候、貴台におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、令和6年度 第78回入学式を、下記のとおり挙行いたしますので、ご案内申し上げます

記

- 1 日 時 令和6年4月8日（月）  
受 付 午前 9時20分～  
開 式 午前 9時50分  
閉 式 午前10時50分 予定
- 2 式 場 志木市立志木中学校 体育館  
（受付 1階 体育館前駐車場）
- 3 参加者 席数の都合上、**各ご家庭保護者2名までの参加**といたします。
- 4 来場等
  - ・お車での来校はご遠慮ください。自転車で来校の際は、校舎裏門側の駐輪場をご利用ください。
  - ・上履き（スリッパ等）、靴入れをご持参ください。
- 5 その他
  - ・**新入生は、生徒昇降口で各自の学級を9時00分までに確認し、4階の各教室で待機してください。**
  - ・式終了後、生徒は午後11時30分まで教室での学級開きを行います。
  - ・開催予定等に変更が生じる場合は、本校ホームページに掲載いたしますのでご承知おきください。  
【志木中学校ホームページ URL】 <https://www.shikichu.ed.jp/>

志木市立志木中学校  
教頭 清水 智之  
電話 048-471-0143

新入生保護者様

志木市立志木中学校  
PTA会長 佐藤 康治

寒冷の候、皆さまには益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。本日は新入生保護者説明会にお越しいただきありがとうございます。

志木中学校では多くの保護者の皆さまにPTA活動に参加・ご協力頂いております。具体的な内容につきましては下記の案内を参照してください。入学後にPTA委員に関するアンケートが配布されます。仕事をお持ちの保護者の方でも参加しやすい環境をを旨し活動しております。ぜひ、皆さま方の積極的なご参加をお待ちしております。

子どもたちの安全と豊かな学校生活のために皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

## 志木中学校PTA活動のご案内

### 学年委員会

各クラス2名

委員会開催月 5・6・9・10・3月

- ① 各担当に分かれての仕事
  - 制服リサイクル
  - アイマスク体験手伝い
  - 家庭教育学級の開催
  - 卒業対策委員など
- ② お手伝い登録の方への連絡(行事前に登録者へ手紙を配布)
- ③ 各クラスでの茶話会時のお茶の準備(年1回)
- ④ 体育祭協力(来賓へのお茶出し)

### 校外委員会

各クラス1名

委員会開催月 5・6・9・3月

- ① 敷島神社夏祭りパトロール(7月下旬 2日間のうちどちらか1日を先生方とともに巡回)
- ② 交通安全に関する行事への協力と指導(交通安全母の会・街頭指導)
- ③ 体育祭協力(駐車場整理 交代で1人1時間程度)
- ④ 新1年生保護者用名札の作成と袋詰め

### 広報部

各クラス1名

班に分かれて各号を作成。各班の活動は4～6回

- ① 広報誌「かしわ」の発行(各学期1回 計年3回 行事により変更有)
  - 行事の写真作成・取材など
  - 広報誌の配布

### 本部・全体

- ① 学校・市P連行事への協力と参加
- ② お手伝い制度への登録と参加
- ③ あいさつ運動(全保護者対象)
- ④ 理事会開催(各正副委員長と本部役員)
- ⑤ 定期総会(4月)

尚、PTAIにつきましては、任意団体となりますので、加入を希望されない場合は、お手数ですが入学後のアンケートでその旨お申し出ください。子どもたちの安全と豊かな学校生活のためご協力をお願いいたします。



令和6年1月26日

保護者 様

志木市立志木中学校  
校長 本 莊 真

### 志木市立志木中学校における ICT に関する個人情報の取扱いについて

日頃から本校の教育活動に御理解、御支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。さて、標記について、本校では ICT を活用した各教育活動や保護者や地域への情報発信に伴う個人情報について、下記のとおり適切に取扱いをしております。

つきましては、本校の方針について、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、児童生徒や家庭の御事情により、承諾できない内容がございます場合はお手数ですが、学校まで御連絡をいただきますよう併せて、お願いします。

#### 記

##### 1 内容及び対応等

活動等	内 容	取扱い等
入学時作成書類 健康に関わる書類	児童生徒及び保護者氏名、生年月日、住所、連絡先、健康状況等	紙媒体：施錠された場所で保管 データ：アクセス制御及び複数パスワード
学習に関する記録	児童生徒の所属、学習の記録	紙媒体：施錠された場所で保管 データ：アクセス制御及び複数パスワード
1人1台端末活用 ★学習者用端末利用規程参照	児童生徒氏名及び所属、各ID情報 (IDは保守管理業者や各サービス提供事業者と共有しています) ★配付された書類がある場合は他人の目に入らないように保管ください。	データ：アクセス制御及びパスワード設定 転学又は卒業時に端末の初期化、各アカウントも一定期間後、削除（小6は除く）
さくら連絡網	児童生徒名及び保護者等の登録者氏名 ★メールアドレスの取得はありません。 ★配付された書類がある場合は他人の目に入らないように保管ください。	ID発行によるアクセス制御及びパスワード 年次更新で卒業生のアカウント削除
授業等オンライン配信	児童生徒氏名、参加者氏名、映像 ★限定公開です。 ★利用者の禁止事項・録画行為、インターネットへの公開、URLの公開・他者への伝達	映像に映り込むことに問題がある場合は、あらかじめ御連絡、御相談ください。
ホームページ SNS	児童生徒の姿、学習の様子	個人が特定されないようなデータを活用 各種たよりの児童生徒等の氏名は表示なし

※各情報について、活動の目的以外に使用することはなく、適切な時期に廃棄します。

##### 2 問い合わせ先

1 に関して御不明な点がございましたら、以下へ御連絡ください。

志木中学校 教頭 清水 智之 電話：048—471—0143

令和6年1月26日

保護者各位

志木市教育委員会教育長

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の活用と同意書の提出  
について

寒風の候、保護者の皆様には、日頃より本市の教育活動にご理解、ご協力を  
いただき心から感謝申し上げます。

さて、本市では市内小・中学校の管理下で児童生徒が負傷した場合、独立行  
政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を活用しており、保護者  
負担分の掛金を全額市で負担しております。

つきましては、学校の管理下で負傷し、医療機関を受診する場合、日本スポ  
ーツ振興センターの災害共済給付制度をご利用ください。

医療機関の窓口では、学校管理下で負傷したこと、及び「子ども医療費助成  
制度」を利用しないことを告げていただき、一旦、保護者の方が医療費をご負  
担ください。（後日、ご負担いただいた分に付加給付分を加え、給付されます。）

また、災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）の申請につきまして  
は、担任または養護教諭へ申し出てくださいますようお願いいたします。

また別紙をご覧ください、加入についての同意書を令和6年4月8日  
(月)までに担任へご提出くださいますようお願いいたします。

#### **受診までのながれ**

学校管理下で負傷した場合

⇒ 学校へ報告

⇒ 医療機関受診

◎窓口で医療費(窓口負担分)を支払う。

医療機関等より発行された領収書を学校への申請書類に添付してください。

領収書の添付がないと給付が遅れますのでご注意ください。

◎「子ども医療費(児童・生徒)受給資格証」は使用しないでください。

◎学校管理下で負傷したことを告げてください。

※子ども医療費助成制度を利用すると市の財政負担が増えることになりま  
すので、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【担当】学校教育課 学事庶務グループ 学校保健担当  
電話 048-456-5366

# 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

志木市教育委員会

御入学おめでとうございます。

志木市教育委員会では志木市立小・中学校に在学する児童(生徒)の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、学校長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和4年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

## ■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合<br>(保育所等における保育中を含む。) | ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合 |
| ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合                        | ⑤ 寄宿舎にあるとき 等            |
| ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合                   |                         |

## ■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

\*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

## ■ 共済掛金(年額)

共済掛金は、市で負担しますので、お支払いの必要はありません。

●同意書は担任にご提出ください●

【 〆切 令和6年4月8日(月) 】

(きりとり)

同意書

志木市教育委員会 殿

志木市立志木中学校

年 組 児童生徒氏名

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒が加入することに同意します。

令和6年 4月 日

保護者又は後見人氏名